

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第11次兵庫県交通安全計画 (案)
 意見募集期間 : 令和3年5月19日～令和3年6月8日
 意見等の提出件数 : 10件 (2人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第1章 第3節 2 講じようとする施策 (1) 道路交通環境の整備	事故ゼロプランに基づく交通事故防止対策の対象箇所である事故危険区間や個所の指定にあたっては、直近の交通事故発生状況や多数の人身事故が毎年常態的に発生している箇所等柔軟な見直しが必要である。 交通安全の調査研究及び推進、事故危険箇所の指定にあたり、民間の研究結果等も参考にさせていただきたい。	1	【本文の趣旨に一致】 死傷事故率や地域の実情等を踏まえ、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定し、適宜見直しを行います。(P19) また、交通安全の調査研究にあたっては、大学や民間試験研究機関等と連携を図り、研究開発の成果を交通安全施策に取り入れます。(P34)
第1章 第3節 2 講じようとする施策 (1) 道路交通環境の整備	無電柱化は、平時の安全で快適な通行空間の確保に資するだけでなく、災害時の緊急車両の通行空間確保につながり、災害被害の低減や復旧復興の迅速化にも大きく寄与するため、無電柱化率の早期引上げに向け、積極的に推進すべきである。	1	【ご意見を反映】 P28の「サ 災害に備えた道路交通環境の整備」において、地震発生時の道路ネットワークを確保するための取組として、「無電柱化の推進」を追加しました。
第1章 第3節 2 講じようとする施策 (3) 交通安全思想の普及徹底	「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」に賛同する。 なお、自転車事故を未然に防ぐための自転車等の交通安全教育が第一義と考えるが、自転車事故の加害者となった際には、極めて重大な責任を負う可能性もあることから、その責任への対処法等についても教育することは、被害者支援の観点からも重要と考える。	1	【本文の趣旨に一致】 段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。 自転車損害賠償責任保険の加入義務を定めた「自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」を踏まえ、自転車利用に関する教育を実施します。(P37～40)
第1章 第3節 2 講じようとする施策 (3) 交通安全思想の普及徹底	自転車損害賠償責任保険等の加入義務化や成年年齢の引き下げにより、高校在学中あるいは卒業後すぐに保険契約者となる機会が到来することを踏まえると、高校の授業における体系的な学びが必要である。このため、自転車損害賠償責任保険等の加入義務化、強制保険である自動車損害賠償責任保険や任意の自動車保険の必要性についても追記すべきである。	1	【本文の趣旨に一致】 自転車損害賠償責任保険の加入義務を定めた「自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」を踏まえ、自転車利用に関する教育を実施します。 また、自動車賠償責任保険等の加入については、運転者の責任として理解を深めることとしています。(P39)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第1章 第3節 2講じようとする施策 (3)交通安全思想の普及徹底	横断歩道おもいやりの日を実効性のあるものとするため、実施方法、啓発等工夫が必要である。	1	【今後の取組の参考とするもの】 ご意見のとおり、横断歩道合図（アイズ）運動を推進するなど、効果的な啓発活動に取り組みます。（P45）
第1章 第3節 2講じようとする施策 (3)交通安全思想の普及徹底	民間も交通安全教育に関して、講演会・勉強会・研修会等への講師の派遣事業、年齢層に応じた教育テキスト・動画の作成・提供を行っている。積極的に協力したい。	1	【本文の趣旨に一致】 民間団体、交通ボランティア等が主体となった交通安全教育を促進し、県民挙げての活動の展開を図ります。（P50～51）
第1章 第3節 2講じようとする施策 (4)安全運転の確保	医療機関と連携して、高齢者の運転免許証の返納を促進する。	1	【本文の趣旨に一致】 自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、関係機関が連携して、運転経歴証明書制度の周知を図ります。（P52）
第1章 第3節 2講じようとする施策 (4)安全運転の確保	ドライブレコーダーの映像は、運転者が自身の運転特性を把握することで交通事故防止が図られたり、記録映像を利用して運転者や乗務員の安全教育への活用も期待できることから、積極的に普及拡大を推進して欲しい。	1	【本文の趣旨に一致】 事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー等の普及促進に努めます。 また、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育等への活用について周知を図ります。（P54）
第1章 第3節 2講じようとする施策 (4)安全運転の確保 (5)車両の安全性の確保	(4)安全運転の確保の(カ)「高齢運転者対策の充実」について、「安全運転を支援するシステム等の推進」等を表題として追加で項目化し、運転支援機能等の啓発、高齢ドライバーへの国の補助金制度の周知徹底など、さらに踏み込んだ記載が必要である。（P52）	1	【本文の趣旨に一致】 運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進します。 また、高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等を推進します。（P60～61）
第1章 第3節 2講じようとする施策 (6)道路交通秩序の維持	交通事故事件等の捜査力の強化は引き続き注力すべきである。	1	【本文の趣旨に一致】 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。（P66）